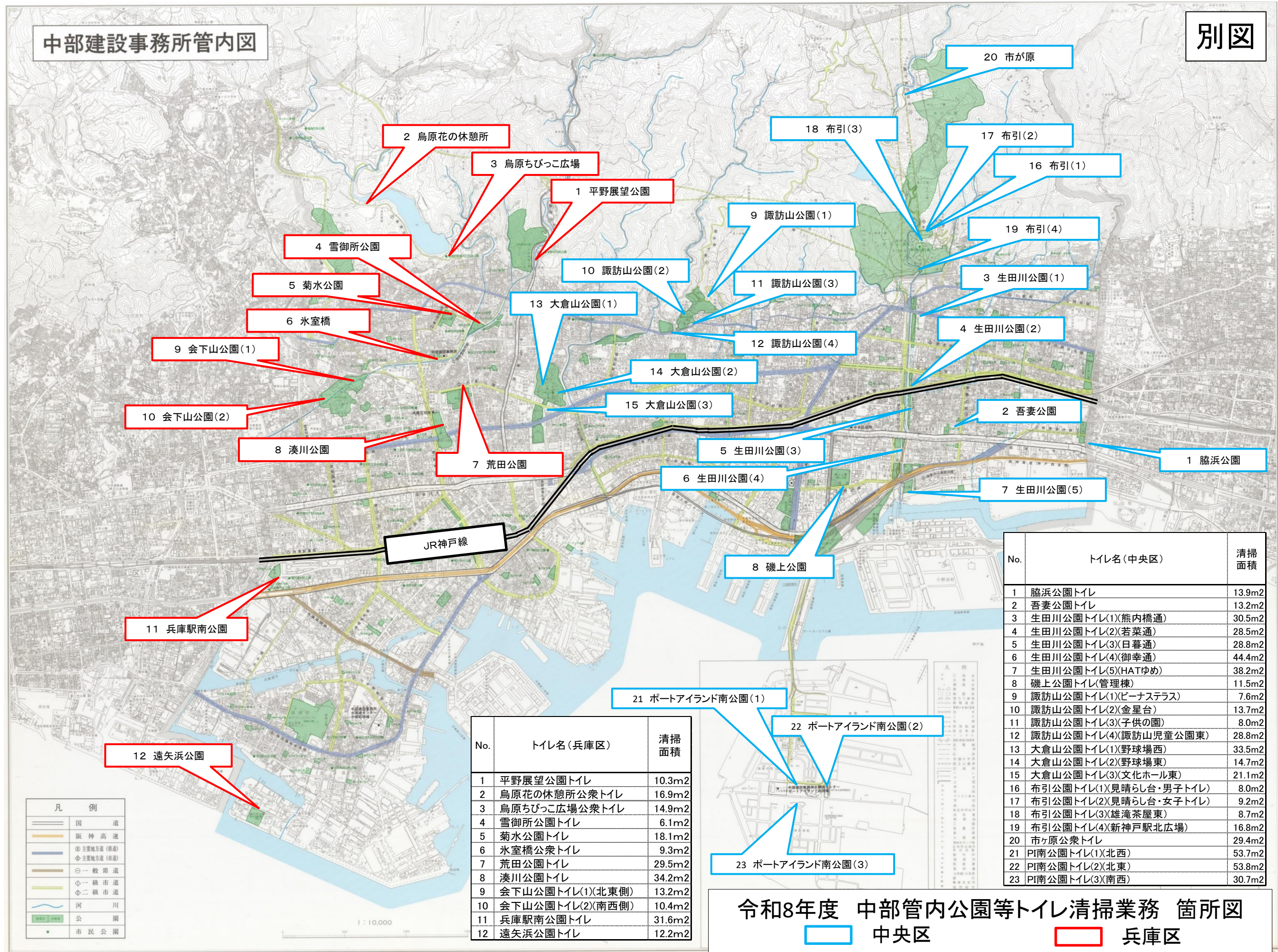


中部管内公園等トイレ清掃業務 作業箇所一覧表

No.	トイレ名	所在地	設置年度	改修年度	延床面積	清掃面積	建物構造	水道/汚水処理方式	清掃方法	標準作業回数	トイレ設備について											備考			
											便器の設置数									うち身障者対応ブース	その他設備 手洗い		ペーパーホルダー		
											男子トイレ			女子トイレ		共用トイレ							便房数	補充の有無	
											和式	洋式	小便器	和式	洋式	和式	洋式	小便器	必要					不要	
1	脇浜公園トイレ	中央区脇浜町1・2丁目	1964		23.30	13.90	RC	水洗/直流	湿式	3回/週						2	3		1	2	0	2			
2	吾妻公園トイレ	中央区吾妻通4丁目	1979		13.50	13.20	RC	水洗/直流	湿式	3回/週					1		3		1	1	0	1			
3	生田川公園トイレ(1)(熊内橋通)	中央区熊内橋通7丁目	1991	2023改修	32.00	30.50	RC	水洗/直流	湿式	3回/週		2	2		3			2	4	5	5	0			
4	生田川公園トイレ(2)(若菜通)	中央区若菜通6丁目	2007		29.65	28.50	RC	水洗/直流	湿式	3回/週		1	1		1			2	2	0	2				
5	生田川公園トイレ(3)(日暮通)	中央区日暮通6丁目	2007	2018洋式化	46.00	28.80	RC	水洗/直流	湿式	3回/週		1	2		2		1	1	4	4	4	0			
6	生田川公園トイレ(4)(御幸通)	中央区御幸通1丁目	2006	2018洋式化	46.00	44.40	RC	水洗/直流	湿式	3回/週		1	2		2		2	2	6	5	0	5	女子トイレに児童用小便器あり		
7	生田川公園トイレ(5)(HATゆめ)	中央区脇浜海岸通3丁目	2005	2019洋式化	49.00	38.20	RC	水洗/直流	湿式	3回/週		2	2		3		2	2	6	7	0	7	防災倉庫が付属		
8	磯上公園トイレ(管理棟)	中央区八幡通2丁目	1979	2023改修	15.20	11.50	RC	水洗/直流	湿式	3回/週		2	2		1			3	3	3	0	0	管理棟に付属		
9	諏訪山公園トイレ(1)(ピーナステラス)	中央区神戸港地方口一里山	2004	2018洋式化	8.40	7.60	RC	水洗/直流	湿式	3回/週			2			1		1	4	1	1	0	車両寄り付き不可(階段・50m程度歩行)		
10	諏訪山公園トイレ(2)(金星台)	中央区諏訪山町1丁目	2023		13.75	13.70	木造	水洗/直流	湿式	3回/週			2		1		1	1	4	2	2	0	車両寄り付き不可(階段・50m程度歩行)		
11	諏訪山公園トイレ(3)(子供の園)	中央区諏訪山町1丁目	1973		10.00	8.00	アルミ壁構造	水洗/直流	湿式	3回/週					1		3		1	2	2	0			
12	諏訪山公園トイレ(4)(諏訪山児童公園東)	中央区諏訪山町1丁目	2010	2018改修	28.80	28.80	RC	水洗/直流	湿式	3回/週		1	2		1		1	1	3	3	3	0			
13	大倉山公園トイレ(1)(野球場西)	中央区楠木町7丁目	2013		33.50	33.50	RC	水洗/直流	湿式	3回/週		1	2		2		1	1	5	4	4	0			
14	大倉山公園トイレ(2)(野球場東)	中央区楠木町8丁目	2020		14.70	14.70	PC	水洗/直流	湿式	3回/週		1	2		1		1	1	3	3	0	3			
15	大倉山公園トイレ(3)(文化ホール東)	中央区楠木町2丁目	1997		25.96	21.10	RC	水洗/直流	湿式	3回/週		2	2		2			2	4	4	4	0			
16	布引公園トイレ(1)(見晴らし台・男子トイレ)	中央区葦合町布引山1丁目	1974	2018洋式化	10.60	8.00	木造	水洗/直流	湿式	3回/週		2	2					1	2	2	0	0			
17	布引公園トイレ(2)(見晴らし台・女子トイレ)	中央区葦合町布引山1丁目	1990	2018洋式化	11.10	9.20	木造	水洗/直流	湿式	3回/週					3				2	3	3	0			
18	布引公園トイレ(3)(雄滝茶屋東)	中央区葦合町布引山10	2021		16.80	8.70	木造	水洗/直流	湿式	3回/週					1		1	1	3	2	2	0	車両寄り付き不可(階段・300m程度歩行)		
19	布引公園トイレ(4)(新神戸駅北広場)	中央区加納町1丁目	2021		16.80	16.80	木造	水洗/直流	湿式	3回/週						2		1	3	2	2	0	車両寄り付き不可(狭小・300m程度歩行)		
20	市ヶ原公衆トイレ	中央区葦合町山郡1丁目	1993	2025洋式化	29.40	29.40	RC	水洗/浄化槽	湿式	3回/週		2	3		4				5	6	6	0	森林整備事務所管理・別途ポラード鍵が必要		
21	PI南公園トイレ(1)(北西)	中央区港島中町8丁目	-	2023引継	66.50	53.70	RC	水洗/直流	湿式	3回/週		2	3		3		1	2	4	6	6	0			
22	PI南公園トイレ(2)(北東)	中央区港島中町8丁目	2024		53.80	53.80	RC	水洗/直流	湿式	3回/週		3	2		5			3	3	8	8	0			
23	PI南公園トイレ(3)(南西)	中央区港島南町1丁目	-	2023引継	30.70	30.70	アルミ壁構造	水洗/直流	湿式	3回/週		1	2		2			2	4	5	5	0			
24	平野展望公園トイレ	兵庫区平野町天王谷西服山350-1	1984	2022改修	12.00	10.30	軽量鉄骨	水洗/直流	湿式	3回/週						1	2		1	1	1	0			
25	烏原花の休憩所公衆トイレ	兵庫区烏原町	-	1997引継	16.90	16.90	RC	水洗/直流	湿式	3回/週		1	2		2				2	3	0	3			
26	烏原ちびっこ広場公衆トイレ	兵庫区烏原町	-	1997引継	14.90	14.90	RC	水洗/直流	湿式	3回/週		1	2		2				2	3	0	3			
27	雪御所公園トイレ	兵庫区雪御所町42	1983	2024洋式化	12.00	6.10	樹脂	水洗/直流	湿式	3回/週						1	2		1	1	1	0			
28	菊水公園トイレ	兵庫区菊水町2丁目	2018		29.00	18.10	軽量鉄骨	水洗/直流	湿式	3回/週		1		2			1	1	1	2	0	2			
29	水室橋公衆トイレ	兵庫区湊川町2丁目	2001		10.00	9.30	RC	水洗/直流	湿式	3回/週		1		1	1				2	2	0	2			
30	荒田公園トイレ	兵庫区荒田町2丁目	2012		30.40	29.50	RC	水洗/直流	湿式	3回/週		1	2		2		1	1	4	4	4	0			
31	湊川公園トイレ	兵庫区荒田町1丁目	2026		27.60	34.20	RC	水洗/直流	湿式	3回/週		1	2		2		1	1	2	4	4	0	外構部の床面・目隠し塀周辺の清掃も面積に含む		
32	会下山公園トイレ(1)(北東側)	兵庫区会下山3丁目	2020		13.20	13.20	軽量鉄骨	水洗/直流	湿式	3回/週			2		1		1	1	4	2	2	0			
33	会下山公園トイレ(2)(南西側)	兵庫区会下山2丁目	1973	2025洋式化	11.00	10.40	RC	水洗/直流	湿式	3回/週						2	3		3	2	0	2			
34	兵庫駅南公園トイレ	兵庫区駅南通5丁目	1999	2018改修	31.60	31.60	RC	水洗/直流	湿式	3回/週		1	2		2			2	2	3	3	0			
35	遠矢浜公園トイレ	兵庫区遠矢浜町25-1	2024	2024新設	12.20	12.20	RC	水洗/直流	湿式	3回/週			2		1		1		3	2	2	0			
集計欄					846.26	753.40				105箇所/週	2	29	52	1	50	2	27	16	27	101	111	79	32		



No.	トイレ名(兵庫区)	清掃面積
1	平野展望公園トイレ	10.3m <sup>2</sup>
2	烏原花の休憩所公衆トイレ	16.9m <sup>2</sup>
3	烏原ちびっこ広場公衆トイレ	14.9m <sup>2</sup>
4	雪御所公園トイレ	6.1m <sup>2</sup>
5	菊水公園トイレ	18.1m <sup>2</sup>
6	水室橋公衆トイレ	9.3m <sup>2</sup>
7	荒田公園トイレ	29.5m <sup>2</sup>
8	湊川公園トイレ	34.2m <sup>2</sup>
9	会下山公園トイレ(1)(北東側)	13.2m <sup>2</sup>
10	会下山公園トイレ(2)(南西側)	10.4m <sup>2</sup>
11	兵庫駅南公園トイレ	31.6m <sup>2</sup>
12	遠矢浜公園トイレ	12.2m <sup>2</sup>

No.	トイレ名(中央区)	清掃面積
1	脇浜公園トイレ	13.9m <sup>2</sup>
2	吾妻公園トイレ	13.2m <sup>2</sup>
3	生田川公園トイレ(1)(熊内橋通)	30.5m <sup>2</sup>
4	生田川公園トイレ(2)(若菜通)	28.5m <sup>2</sup>
5	生田川公園トイレ(3)(日暮通)	28.8m <sup>2</sup>
6	生田川公園トイレ(4)(御幸通)	44.4m <sup>2</sup>
7	生田川公園トイレ(5)(HATゆめ)	38.2m <sup>2</sup>
8	磯上公園トイレ(管理棟)	11.5m <sup>2</sup>
9	諏訪山公園トイレ(1)(ピーナステラス)	7.6m <sup>2</sup>
10	諏訪山公園トイレ(2)(金星台)	13.7m <sup>2</sup>
11	諏訪山公園トイレ(3)(子供の園)	8.0m <sup>2</sup>
12	諏訪山公園トイレ(4)(諏訪山児童公園東)	28.8m <sup>2</sup>
13	大倉山公園トイレ(1)(野球場西)	33.5m <sup>2</sup>
14	大倉山公園トイレ(2)(野球場東)	14.7m <sup>2</sup>
15	大倉山公園トイレ(3)(文化ホール東)	21.1m <sup>2</sup>
16	布引公園トイレ(1)(見晴らし台・男子トイレ)	8.0m <sup>2</sup>
17	布引公園トイレ(2)(見晴らし台・女子トイレ)	9.2m <sup>2</sup>
18	布引公園トイレ(3)(雄滝茶屋東)	8.7m <sup>2</sup>
19	布引公園トイレ(4)(新神戸駅北広場)	16.8m <sup>2</sup>
20	市ヶ原公衆トイレ	29.4m <sup>2</sup>
21	PI南公園トイレ(1)(北西)	53.7m <sup>2</sup>
22	PI南公園トイレ(2)(北東)	53.8m <sup>2</sup>
23	PI南公園トイレ(3)(南西)	30.7m <sup>2</sup>

令和8年度 中部管内公園等トイレ清掃業務 箇所図

中央区

兵庫区

## 中部管内公園等トイレ清掃業務参考仕様書

この参考仕様書（以下「仕様書」という。）は、神戸市建設局が管理する中央区・兵庫区の公園トイレ・公衆トイレ（以下「公園等トイレ」という。）を清潔・安全で美しい状態に保つために、清掃を主とした定期的な管理業務（清掃・トイレットペーパー補充等、以下「清掃業務」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

### 1. 一般的事項

- 1) 受託者は、仕様書に基づいて本業務を実施するほか、本市契約規則及び委託契約約款並びに関係法規を遵守すること。なお、これらの諸法規の運用適用は受託者の負担と責任において行う。
- 2) 受託者は、本業務の実施中、行政による業務委託に係る受託者としての礼節をもって公園等トイレの利用者等に接するとともに、利用者等に不安、不快感及び損害等を与えることのないよう十分に注意を払うこと。利用者等に損害等を与えた場合は、受託者の責任において適切に処理するとともに、速やかに中部建設事務所又は森林整備事務所（市ヶ原公衆トイレのみ）（以下「中部建設事務所等」という。）に報告すること。
- 3) 清掃後は、速やかにトイレの使用ができる状態にすること。

### 2. 費用負担の考え方

- 1) 清掃業務に伴う取水は、市設備の使用に係る対価として、清掃面積の実績100㎡当たり165円（税抜）を、本市に支払うものとする。清掃面積は別紙1に記載の各トイレの床面積（㎡）とし、変更がない限り固定値とする。
- 2) トイレットペーパーは、受託者の負担とする。

【参考】トイレットペーパー使用実績について

（令和7年4月1日から令和8年3月31日までの使用実績参考）

- ・中央区11か所53ブース・兵庫区5か所11ブース
- ・使用実績（200m/巻）：3,186個

（令和8年度想定数量）

- ・中央区17か所62ブース・兵庫区7か所17ブース
- ・想定数量（200m/巻）：5,000個
- ・上記数量は、あくまで参考数量であり使用数量を確定するものではない。
- ・使用数量の増減による契約額の変更は原則行わないものとするが、設置個所が増設された場合の対応については別途協議するものとする。

- 3) 上記のほか、清掃用具、洗剤など清掃業務の実施に必要な機材や消耗品等については、受託者の負担において必要に応じ準備すること。

- 4) 便所の改修工事等の一時的な閉鎖による数量の増減は契約変更の対象としないが、便所の新設や廃止により数量の変更が生じた場合は契約変更の対象とする。

### 3. 業務水準について

契約にあたっての仕様書および実施箇所は、下記「4. 提出書類」～「12. その他」記載の内容を標準とし、企画提案書において特段の提案がない項目については当該記載が仕様として適用されるものとする。

なお、以下の事項については、業務品質の向上、効率化又は利用者満足度の向上に資する提案を求めるものとする。

- ・清掃品質の向上に関する取組（臭気対策、重点清掃箇所の設定等）
- ・業務効率化に関する取組（巡回ルート、作業方法の工夫等）
- ・トラブル対応力の向上に関する取組（緊急時対応、連絡体制等）
- ・利用者サービス向上に関する取組（美観向上、掲示方法等）
- ・環境配慮に関する取組（洗剤選定、資材削減等）
- ・業務報告方法に関する取組（写真撮影方法や確認の電子化等）

### 4. 提出書類

#### 1) 業務責任者設置通知書（別添様式1）

- ・契約締結後速やかに公園部整備課・中部建設事務所等に提出すること
- ・提出は電子ファイルを標準とする

#### 2) 業務計画書（任意様式）

- ・（当初計画書）令和8年9月30日までに公園部整備課・中部建設事務所等に提出し、承諾を得ること
- ・（変更計画書）業務内容に変更が生じた際に速やかに提出し中部建設事務所等の承諾を得ること
- ・内容については、「5. 業務計画」のとおり
- ・提出は電子ファイルを標準とする

#### 3) 業務報告書（任意様式）

- ・毎月の清掃業務完了後速やかに中部建設事務所等に提出すること
- ・内容については、「9. 業務報告」のとおり
- ・提出は電子ファイルを標準とする

### 5. 業務計画

受託者は、本業務を契約書の内容のとおり履行できるよう、契約締結後速やかに必要な体制を構築するとともに、次の各号に掲げる項目を含んだ業務実施にあたっての業務計画書を策定し中部建設事務所等に速やかに提出し、遅くとも令和8年9月30日までに承諾を得

ること。なお、承諾を得た業務計画書の内容に変更があった場合は速やかに再提出し、同様に承諾を得るものとする。

(業務計画書の標準的な記載内容)

1) 清掃業務の実施体制

- ・本業務における実施体制表
- ・作業班の数及び担当する便所(標準の巡回ルート)
- ・各作業班の従事者の人数及び氏名
- ・作業班の現場責任者の人数、氏名及び緊急時の連絡体制
- ・その他実施体制の整備に必要な項目
- ・清掃業務の実施頻度、方法、手順の詳細

2) 業務責任者の選出(業務責任者設置通知書)

3) 清掃業務に使用する車両がある場合、車種及び車番、道路使用許可書があれば写し

4) 清掃業務で使用する機材の一覧(使用洗剤等)

5) 提案事項に関する具体的な実施計画及びその手順

6) その他清掃業務の実施に必要な項目

## 6. 作業内容

本市の標準的なトイレ清掃業務の仕様を以下に示す。なお、本仕様に示す内容は標準的なものであり、これを上回る品質確保や、効率化に資する提案を妨げるものではない。提案内容については、実現可能性、有効性、継続性等を踏まえて総合的に評価する。

1) 清掃頻度

- ・清掃頻度は週3回とし、月曜～土曜の間で、概ね2日に1回程度となるよう実施する。

2) 清掃場所

- ・別紙1「作業対象箇所一覧表」・別図1「公園等トイレ清掃業務箇所図」のとおり

3) 作業時間について

- ・公園利用者の迷惑にならない時間にする。
- ・隣接して民家があるトイレは、早朝及び深夜の作業は避ける。

4) 清掃方法

a) 洗 浄

- ・トイレ内は汚れや臭気が残らないよう洗浄・清掃・消毒する。
- ・特に洋式便座などの人が触れる部分や鏡は汚れを残さないよう丁寧に清掃する。
- ・必要であれば洗剤や機材を用いて汚れを落とす。
- ・洗浄・清掃・消毒等に際して使用する洗剤、漂白剤、脱臭剤等は業務計画書に記載し、事前に中部建設事務所等に承諾を得る。

b) 清 掃

- ・トイレ内及び周辺に散乱しているごみを収集し除去する。
- ・また、トイレの内外にほこりや蜘蛛の巣がある場合は除去する。

c) 落書きの消去

- ・トイレの内部及び周辺で落書きを発見した場合は消去する。
- ・ただし、大きな落書きなどで除去しきれない場合については、ガムテープや紙により落書きを隠し、中部建設事務所等へ報告する。
- ・差別的な内容の落書きが除去できない場合は、速やかにトイレを使用禁止にしたのち、中部建設事務所等へ連絡する。

d) 大・小便器、洗面台及び管の詰まり除去

- ・水洗式の簡易な詰まりはラバーカップ等の吸引器を使用（人力で除去可能なもの）して除去する。
- ・詰まりが除去できない場合は、「使用禁止」の貼り紙等を張り、中部建設事務所等へ連絡する。また、排水状態を観察し必要であれば、吸引器を使用して排水を促す。

e) 漏水への対応（元栓の閉栓、使用禁止の措置）

- ・漏水を発見したときは、水道の元栓を閉め、使用禁止の措置を行うとともに、中部建設事務所等へ連絡する。

f) 建屋外部の清掃

- ・建物周囲で目立つごみや雑草などを除去する。
- ・ほこり、蜘蛛の巣等も屋内と同様に除去する。

g) トイレットペーパーの補充

- ・トイレブース内の指定されたペーパーホルダーに、必要に応じてトイレットペーパーを補充する。
- ・鍵付きホルダーにペーパーを補充する際は補充後に必ず施錠する。
- ・原則としてトイレットペーパーの予備は置かないが、ペーパーホルダー内に予備を収納できるタイプは必ず予備を補充すること。
- ・特別な事情（観光客の利用が多い）があるトイレについて中部建設事務所等と協議のうえ、その指示に従うこと。
- ・トイレットペーパーは受託者が用意する。また、鍵付きのペーパーホルダーの鍵は中部建設事務所等が提供する。
- ・トイレットペーパーの仕様は、①芯なし、②内径 30 mm以上、幅 107 mm、長さ 200m を標準とする。
- ・補充したトイレットペーパーはトイレブース・作業日・個数で在庫管理を行い、不足しないよう事前に必要数を用意する。また、トイレブース・日ごとの補充回数、月ごとの補充数量を記録し、業務報告書で報告すること。

h) 作業中の掲示等

- ・作業に使用する車両には「神戸市・トイレ清掃作業中」と表示する。
- ・清掃作業中は、便所の入口等に「清掃作業中」である旨の標識等を掲示し、利用者に分かるようにする。

i) トイレへの表示

- ・作業対象箇所のトイレ入口（男女共）付近のよく見える場所に、清掃業者名、清掃日、作業終了時間等を記載した表示を掲示する（参考様式 1）。
- ・形状材質等については利用者に不快感を与えないよう美観にも配慮する。
- ・各月末に掲示状況を写真で報告する。

j) その他

- ・清掃に伴い発生・収集したごみは受託者の責任で関係法令を遵守し適正に処分する。
- ・設備等の不具合がある場合は、速やかに中部建設事務所等に写真を添えて報告する。
- ・イベントが行われるなど予定外の作業が発生する場合は中部建設事務所等と協議しその指示に従うこととする。なお軽微なものについては変更契約の対象としないが、著しい業務量の増加が認められる場合は別途協議するものとする。

## 7. 設備等の使用

- 1) 受託者は業務の履行のために使用する設備、工器具類、消耗品等を受託者の責任と費用により調達しなければならない。
- 2) 受託者は、業務の履行のために必要な水道水を公園等トイレから有償で取水し、使用することができる。
- 3) 前項に相当する設備使用対価については「10. 支払い方法」に記載の方法でもって精算するものとする。

## 8. 安全管理

- 1) 本業務の履行に当たって、労働基準法、労働安全衛生法等関係法令を遵守し、労働災害が発生しないよう適切な対策を講じなければならない。
- 2) 利用者の安全を確保するため、移動用の車両は利用者の迷惑にならないような場所に停車し、輪留め等で固定する。
- 3) 公園内に移動用の車両を乗り入れる場合は事前に中部建設事務所等の承諾を得た上で、園内徐行および車止めの施錠を徹底すること。
- 4) 作業中は、作業者が利用者と錯綜することがないように、必要であれば一時的に利用禁止措置をとること。
- 5) 作業後には、利用者が濡れた床面で滑る危険性があるため十分な水切りをすること。特に冬期は、凍結による利用者の転倒等の恐れがあるため、清掃後の水の排除を徹底する等、凍結および転倒防止策をとること。

## 9. 業務報告

- 1) 受託者は、毎月実施した作業内容の実績について、速やかに業務報告書により報告を行い、中部建設事務所等の履行確認を受けること。
- 2) 業務報告書には以下の内容を含むこと
  - ・清掃業務の実施日の一覧・清掃担当者
  - ・清掃回数（清掃面積）及びトイレットペーパーの補充数量
  - ・清掃状況が分かる写真
- 3) 写真の撮影方法について
  - ・便所1棟毎に少なくとも作業前後の写真を各1枚、および便所全景を入れた写真を1枚撮影する。
  - ・作業写真については作業対象の清掃状況が分かるよう撮影する。
  - ・写真は毎回同じ場所で撮影するのではなく、各作業日で撮影位置や対象を変えて撮影する。
  - ・撮影にあたっては利用者が写り込まないように配慮し、やむを得ず写り込んだ場合は識別できないよう加工すること。
- 4) つまりや落書き、修理が必要な箇所等は、上記業務報告とは別に速やかに具体的内容を中部建設事務所等へ報告する。

## 10. 支払い方法

- 1) 本市は受託者から委託料の適法な請求を受けたときは、検査の上、委託料を支払うものとする。
- 2) 請求書の提出先は公園部整備課とする。
- 3) 受託者が本業務の実施にあたり本市施設から取水した場合は、6か月ごとの累計作業面積に応じて算出した設備使用対価を、当該半期の最終請求（3月および9月）時にまとめて差し引いたうえで支払うものとする。控除額は、累計作業面積を100㎡単位に換算し、1単位あたり165円（税抜）を乗じて算出し、控除額の端数は切り捨てるものとする。

## 11. 再委託

受託者は、本業務の全部を一括して再委託してはならない。ただし、全体としての委託業務の遂行に支障が生じない範囲で本業務の一部を再委託するときには、本市にあらかじめ承諾を得るものとする。

## 12. その他

- 1) 受託者が、業務を適正に行わず、本市の指示に従わない場合や、受託者に不正行為がある場合は、業務の中止を命ずるとともに契約を解除することがある。

- 2) 受託者は業務に関して第三者から苦情、要望その他の交渉があったときは速やかに、対応や交渉を要するときは事前に本市に報告し、その指示に従うこと。
- 3) 事故の発生、及び第三者に対して損害を及ぼした場合は、受託者の責任において解決し、その経過を速やかに本市に報告するとともに、関係諸機関への連絡、通報、応急措置を行うこと。
- 4) 兵庫県受動喫煙の防止等に関する条例により、公園敷地内での喫煙は禁止となっている。本業務において受託者は、これに従うこと。

(令和 8 年 6 月作成)

トイレ清掃のお知らせ

トイレの名称	○△公園
清掃業者名	○△清掃株式会社

令和〇〇年8月の作業

清掃日	実施者確認	作業終了時間
8月 3日	○	8 : 15
8月 6日	○	8 : 18
8月10日	○	8 : 07
8月13日		
8月17日		
8月20日		
8月24日		
8月27日		
8月31日		

連絡先	○△清掃株式会社    〇〇〇-△△△△ 神戸市建設局〇〇建設事務所    〇〇〇-〇〇〇〇
-----	---

業務責任者設置通知書 ( 当初 変更 )

業 務 名 中部管内公園等トイレ清掃業務	
契約締結日 令和 年 月 日	完成期限 令和 年 月 日
請 負 金 額	
業務責任者 氏名 (変更する場合はその理由 : )	
上記のとおり 業務責任者を選任しましたので通知します 令和 年 月 日 神戸市長 あて 請負人 所在地 _____ 代表者名 _____	

# 中部管内公園等トイレ清掃業務に係る 委託契約書 (案)

神戸市（以下「甲」という。）と●●●（以下「乙」という。）との間で、次の表の条項及び別紙委託契約約款の条項（次の表の第5項に定める条項を除く。）により委託契約を締結する。

1 委託業務に係る委託料（部分払、前金払又は概算払により支払うものは、その旨、その金額及び支払う時期）	（総額） 000,000円 （うち消費税及び地方消費税相当額000,000円） （内訳） 年度ごとの総額 000,000円 （うち消費税及び地方消費税相当額000,000円） 清掃業務開始から〇〇ごとに000,000円（うち消費税及び地方消費税相当額000,000円）を検査終了後に支払う。
精算を行う場合の方法	なし
2 契約保証金（第3条関係）	000,000円または履行保証保険等
3 委託業務の履行に係る期間又は期日（以下「委託期間等」という。）	令和8年9月10日から令和9年9月30日までただし、清掃業務開始は令和9年10月1日からとする。
債務負担行為又は長期継続契約に該当する場合は、その旨	長期継続契約
4 甲が乙に対し委託業務の履行のために必要な機械器具等、設備等を提供する場合の有償又は免除の別有償の場合の金額（第18条第3項、第5項関係）	水道設備からの取水：有償 ・清掃面積の実績100㎡当たり165円（税抜） ・詳細は仕様書記載のとおり
委託料からの控除又は納入通知書による納付の別、及び控除（納付）時期	令和9年3月及び令和9年9月実績分の支払い時に委託料から前6ヵ月分の設備使用対価を控除する。
5 別紙委託契約約款のうち適用を除外する条項	なし
6 別紙委託契約約款に付加する条項	（予算減額等の場合の契約解除） 第43条 甲は、契約締結の翌年度以降において歳入歳出予算のこの契約に係る委託料の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができる。 2 乙は、前項の規定により甲がこの契約を変更又は解除した場合、違約金、損害賠償金を甲に請求することができない。
7 担保期間（第13条）	なし

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 8 年 月 日

神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

甲 神戸市

契約担当者 建設局長 ●● ●●● 印

乙

●●●  
●●●●  
●●●●

印

## 委託契約約款

令和7年4月1日改正

**第1条（総則）** 甲は、仕様書、設計図書（別冊の設計書、図面等（甲の承諾を必要とする乙が作成した詳細図等を含む。）及び質疑回答書をいう。以下同じ。）に定める業務（この契約書において「委託業務」という。）の給付を委託し、乙はこれを受託して甲のために誠実に履行する。

- 2 乙は、頭書の表第3項に定める委託期間等において委託業務を履行しなければならない。
- 3 この契約は、頭書の表第3項に定める委託期間等の経過をもって、なお効力を有すると定められた規定を除いて終了するものであって、別途契約の締結をすることなくこの契約が更新されるものと解することはできない。

**第2条（再委託等の禁止）** 乙は、委託業務を、自己の責任において完全に履行しなければならない。

- 2 乙は、甲の書面による事前の承諾なくして、委託業務を第三者へ委託（請負その他これに類する行為を含む。）（以下「再委託」という。）してはならない。
- 3 甲は、委託業務の全部又は大部分についての一括した再委託の承諾をすることはできない。
- 4 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾なくして、この契約上の地位又はこの契約によって生ずる権利若しくは義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。ただし、本契約にもとづく権利については、あらかじめ、乙が、当該第三者に対して本項に定める譲渡制限特約の存在及び内容を書面により通知し、かつその書面の原本証明の写しを甲に交付した場合には、本項の違反を構成しない。
- 5 乙が、前払金の使用や部分払等によってもなお本契約の目的物に係る仕事に必要な資金が不足することを疎明したときは、甲は、特段の理由がある場合を除き、乙の請負代金債権の譲渡について、前項本文の承諾をしなければならない。かかる場合において、乙は、請負代金債権の譲渡によって得た資金を、本契約の目的物に係る仕事以外に使用してはならない。
- 6 前項の場合において、乙は、甲の承諾後速やかに、請負代金債権の譲渡によって得た資金の使途を疎明する書類を甲に提出しなければならない。

**第3条（契約保証金）** 乙は、この契約の締結と同時に、この契約上の義務の不履行によって生ずる甲の損害その他乙が負担すべき債務をてん補するため、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、甲においてその必要がないと認めた場合は、この限りでない。

- (1) 契約保証金の納付
  - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
  - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が確実に認める金融機関の保証
  - (4) この契約による債務の履行を保証する履行保証証券による保証
  - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。ただし、乙は、当該保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、甲が認めた措置を講ずることができる。この場合において、乙は、当該保険証券を寄託したものとみなす。
- 3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第7項において「保証

## 委託契約約款 (R7.4.1)

の額」という。)は、契約金額(委託料総額。以下同じ。)の100分の3以上としなければならない。

- 4 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第7項において「保証の額」という。)は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条に規定する特定調達契約については、その額を契約金額の100分の10以上としなければならない。
- 5 乙が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第28条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 6 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 7 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の100分の3(第4項に該当する場合は100分の10)に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。
- 8 甲は、この約款に特別な定めがある場合を除き、委託業務の最終の履行確認後、第1項第1号の契約保証金又は同項第2号の有価証券等を乙に返還するものとする。

**第4条(検査)** 乙は、契約の履行が完了したときは、甲への給付の前に、甲の検査を受けなければならない。ただし、検査は、神戸市契約規則(昭和39年3月神戸市規則第120号)第5章第2節又は第3節その他の法令に定めるところにより行う。

- 2 前項の検査は、乙からの履行届の提出があった日から10日(委託業務が工事である場合は、14日)以内に行うものとする。
- 3 第1項の検査の結果、その給付の内容の全部又は一部がこの契約に違反し又は不当であることを発見したときは、甲は、乙に対し、その是正又は改善を求めることができる。この場合においては、前項の時期は、甲が乙から是正又は改善を終了したとして再度履行届の提出を受けた日から10日(工事である委託業務については、14日)以内とする。

**第5条(延滞違約金)** 乙は、その責に帰すべき理由によって、頭書の履行期限内に契約を履行しないときは、契約金額につき、遅延日数に応じ、当該契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を延滞違約金として甲に支払わなければならない。

- 2 前項の場合において、検査その他甲の都合によって経過した日数は、遅延日数に算入しない。

**第6条(委託料)** 委託業務に係る委託料(以下単に「委託料」という。)は、頭書の表第1項に定めるとおりとする。

- 2 甲は、前金払又は概算払により支払うことと頭書において定めている委託料(以下「前金払等委託料」という。)について、乙からの甲の定める様式による請求書(以下単に「請求書」という。)の提出があったときは、速やかに支払うものとする。
- 3 甲は、前金払等委託料以外の委託料について、甲が給付の検査を終了した後乙から請求書の提出があったときは、提出日から30日(工事に係る委託料については、40日)以内の日までに支払うものとする。
- 4 甲が乙から請求書の提出を受けた後、その請求の内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、甲は、その事由を明示してその請求を拒否する旨を乙に通知するものとする。この場合において、その請求の内容の不当が軽微な過失によるときにあつ



## 委託契約約款 (R7.4.1)

**第8条（成果物）** 委託業務の履行により有体物及び無体物（以下「成果物」という。）が作成されたときは、成果物に係る乙の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）、所有権その他の権利（以下「著作権等」という。）は、甲に帰属、若しくは乙は甲に譲渡する。

- 2 乙は、甲が必要に応じて成果物の変更、切除その他の改変を行うことを了承するとともに、甲の行為に対し、著作者人格権を行使しない。
- 3 乙は、甲の書面による承諾なくして、成果物を目的外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは利用させてはならない。委託期間等の終了の後又はこの契約が解除された後（以下「契約終了等の後」という。）においても、同様とする。

**第9条（特許権等の使用）** 乙は、成果物の作成に特許権、著作権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、製造方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

ただし、甲がその材料、製造方法等を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

**第10条（特許権等の発明等）** 乙は、契約の履行に当たり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、速やかに甲に通知しなければならない。

- 2 前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続及び権利の帰属等に関する詳細については、甲乙協議して定めるものとする。

**第11条（知的財産権等の保証）** 乙は、甲に対し、成果物が第三者の知的財産権（特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利）等を侵害していないことを保証する。

- 2 乙の成果物が第三者の知的財産権等を侵害したことにより当該第三者から成果物の使用の差止め又は損害賠償を求められた場合、乙は、甲に生じた損害を賠償しなければならない。この場合において、乙は、当該第三者の知的財産権等を侵害しない方法により、新たな成果物を甲に無償で納入しなければならない。

**第12条（危険負担）** この契約の成果物について、当事者の双方の責めに帰することができない事由によって全部又は一部が滅失又は変質等したことにより乙の委託業務が履行できなくなったときは、甲は契約を何らの催告なしに解除することができる。契約を解除しない場合でも、契約金の支払いを拒絶することができる。

**第13条（契約不適合責任）** 乙は、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない成果物を甲に給付したとき（給付を要しない場合にあつては、業務終了時に成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合）は、甲の指定する期間内に取替え、補修その他の措置を講じなければならない。ただし、種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合において、甲がその不適合を知った時から頭書の担保期間内にその旨を通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。

- 2 乙が、成果物の給付の時に前項の不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、頭書の担保期間に関わらず、乙は前項の責任を負う。
- 3 担保検査については、第4条第1項の規定を準用する。

## 委託契約約款 (R7.4.1)

**第14条（業務責任者）** 乙は、委託業務の履行に関し、委託業務の履行に係る責任者（以下「業務責任者」という。）を選任し、甲にその氏名、連絡先その他の必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 乙は、前項で通知した事項に変更が生じたときは、速やかに、甲に対し、変更した事項を書面により通知しなければならない。

3 乙は、業務責任者に、乙の従業員その他委託業務に従事する者（以下単に「従業員」という。）の指揮監督を行わせるとともに、委託業務の履行の管理及び甲との連絡等に当たらせなければならない。

4 乙は、業務責任者が前項の業務を適正に行わないときその他甲が必要があると認めるときで甲が業務責任者の交代その他の措置を求めたときは、当該措置を履行しなければならない。

5 甲が乙に対して委託業務に関する連絡等を行うときは、業務責任者に対して行うものとする。ただし、やむを得ず急を要する場合はこの限りでない。

**第15条（作業場所及び作業者の届出）** 乙は、別紙仕様書において委託業務の履行に係る作業場所が定められていない場合において甲の求めがあったときは、当該作業場所を甲に届け出なければならない。作業場所を変更するときも、同様とする。

2 乙は、従業員のうち、委託業務を履行するための作業者を乙の責任で人選（従事させる作業員数の決定を含む。）をして配置し、甲の求めがあったときは、その者の氏名を甲に届け出なければならない。作業者を変更するときも、同様とする。

3 前2項の規定は、甲又は甲の職員が乙の従業員に対する指揮命令権を有することを認めるためのものとも、甲が乙の従業員に対する事業主としての責任を負うためのものとも解してはならない。

**第16条（使用者としての責任）** 乙は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、民法（明治29年法律第89号）その他の法令（条例、規則その他の規程を含む。以下同じ。）に基づく従業員に対する使用者としての責任を負わなければならない。

2 乙の従業員の労働時間及び休憩又は休暇の取得は、甲の施設管理上支障がある場合を除くほか、乙が自己の責任において定めるものとする。

**第17条（協力）** 甲は、乙の委託業務履行のために必要な文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）（以下「文書等」と総称する。）を、乙の申出により、貸与し、又は閲覧させることができる。

2 乙は、前項により貸与され又は閲覧した文書等を委託業務履行以外の目的に使用してはならない。

**第18条（機械器具等の使用）** 乙は、委託業務の履行のために使用する機械器具、工具、消耗品等（以下「機械器具等」という。）を、乙の責任と費用により調達しなければならない。

2 甲が、乙に対し、委託業務の履行に当たり、前項の機械器具等を使用させる場合、これを有償とする。ただし、当該機械器具等を使用することが委託業務の履行に必要不可欠であり、かつ、委託業務の要素であると認められる等の理由により、甲が当該機械器具等を指定してこれを乙に使用させる場合には、対価を減額し、又は免除することができる。

3 乙は、前項の使用に対する対価として、甲に対し、頭書の表第4項に定める額の金員

を甲に支払わなければならない。

- 4 前項に規定する対価は、甲が、委託業務の最終の履行確認後、委託料の額から前項の額を控除した額を乙に支払うことにより決済するものとする。甲が乙に対して支払う委託料の額が前項に規定する対価の額を下回るときは、甲は、委託業務の履行確認後又はこの契約の終了後に、乙に対し、その差額を請求することができる。
- 5 甲は、乙に対し、資材置場、光熱用水、従業員用控室、ロッカー等の委託業務の履行のために必要であると甲が認める設備等（以下「設備等」という。）を、委託業務の履行中、有償で使用させることができる。また、公益上特に必要があるときは、対価を減額し、又は免除することができる。なお、有償の場合における対価の決済方法は、前項を準用する。
- 6 第2項及び前項の規定により、甲から乙に提供するものの品名、数量、対価、引渡場所及び引渡時期等は、仕様書に定めるところによる。

**第19条（施設の使用）** 委託業務の内容が甲の施設内でなければ履行できないものであるときは、乙は、仕様書に定めるところにより、委託業務履行のために甲の施設を使用することができる。

- 2 前項の使用は、乙に対し、委託業務と関連せずに甲の施設を使用する権原を与えるものではない。
- 3 乙は、甲の許可なく、甲の施設内に乙の委託業務履行のために必要と認められない物品を搬入してはならない。
- 4 乙は、委託業務が終了したときは、甲の施設内に搬入した物品のうち成果物以外の物を速やかに搬出しなければならない。

**第20条（甲の機械器具等及び設備等に対する保管義務等）** 乙は、第18条第2項の規定により使用する機械器具等、同条第5項の規定により使用する設備等及び前条第1項の規定により使用する施設を、善良な管理者の注意義務をもって取り扱い、管理しなければならない。

- 2 乙は、前項の機械器具等、設備等及び施設について、乙の責に帰すべき事由により毀損又は紛失等が生じたときは、乙はそれにより甲に生じた損害を賠償しなければならない。この場合において、甲は、甲に生じた損害額を委託料又は契約保証金から控除することができる。
- 3 乙は、前項の機械器具等、設備等及び施設について、委託期間等が終了し、又はこの契約が解除されたときは、直ちに原状に復して甲に対し返還しなければならない。ただし、通常の損耗については原状に復することを要しない。

**第21条（監督）** 甲は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項及び地方自治法施行令第167条の15第1項の規定により、この契約の適正な履行を確保するため、立会い、指示その他の方法によって乙の必要な監督をするものとする。

- 2 甲は、必要があると認める場合には、乙による契約の履行について監督員を指定することができる。
- 3 監督員は、契約の適正な履行を確保するため、仕様書、設計書及び図面その他関係書類に基づいて、乙又は代理人に対して必要な監督を行うものとする。
- 4 この契約書に規定する甲の乙に対する指示、調査、監査等の権限は、第1項の権限に基づくものであって、これらの権限に基づき甲又は甲の職員が乙の従業員に対して直接指揮命令することができるものと解してはならない。
- 5 甲の乙に対する第1項の権限の行使は、急を要する場合を除くほか、原則として第14条の業務責任者を通じて行うものとする。

**第22条（調査等）** 甲は、この契約の履行に関し必要があると認めるときは、乙に対して報告を求め、調査を行い、又は適切な措置を求めることができる。

- 2 乙は、前項の規定により甲から報告を求められ、若しくは適切な措置を求められたときは、速やかにこれに応じ、又は甲から調査を受けたときはこれに協力しなければならない。

**第23条（監査）** 甲は、委託業務が情報処理業務である場合であって、その履行に関し必要があると認めるときは、定期的又は随時に監査を行うことができる。

- 2 乙は、前項の監査に協力し、及び必要な情報を提供しなければならない。

**第24条（事故発生時の報告義務等）** 乙は、この契約の履行において事故が発生し、又は事故の発生が予想されるときは、直ちにその旨を甲に報告し、その指示を受けなければならない。

- 2 甲は、委託業務の履行において事故が発生したときは、事故の事実関係その他の事項の公表を行うことができる。

**第25条（契約終了等の後の措置）** 乙は、委託業務を処理するに当たって甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した文書等その他の物品を善良な管理者の注意をもって管理し、契約終了等の後、甲の所有に属するものは直ちに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。複製物についても同様とする。ただし、甲が別に書面により指示したときは、その方法によるものとする。

- 2 乙は、委託業務の履行に当たって甲の土地上又は建物若しくは工作物の内部に動産等を置き、又は第三者に置かせたときは、契約終了等の後直ちにこれを撤去し、原状に復させなければならない。
- 3 前項の場合において、乙が、正当な理由もないのに、一定の期間内に物件を引き取らず、その他原状に復さないときは、甲は、通知の上、乙に代ってこれを処分することができる。この場合において、乙は、異議なく甲の処分に従うとともに、これに要した費用を負担しなければならない。処分された物件について、第三者の所有権について紛争が生じた場合は、乙は、乙の責任と負担において当該紛争を解決する。
- 4 前3項の規定にかかわらず、甲の所有に属さない物件について、甲は、引取りを必要と認めた乙の履行部分について相当代金を乙に交付し、これを甲に帰属させることができる。

**第26条（甲の解除権）** 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、何ら催告なしに契約を解除することができる。

- (1) 頭書の契約期限内に委託業務を履行しないとき、又はその見込みがないとき。
- (2) 乙又はその使用人が、本市係員の指示、監督に従わず、職務の執行を妨げたとき。
- (3) 乙が監督官庁から営業の取消し、停止その他これらに類する処分を受けたときその他の契約の相手方として必要な資格が欠けたとき。
- (4) 第2条第2項、第4項及び第5項後段に違反したとき
- (5) 乙に支払いの停止があったとき、乙が手形交換所から取引停止処分を受けたとき又は乙に対して仮差押え、差押え、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始（乙が株式会社である場合に限る。）若しくは特別清算手続開始（乙が株式会社である場合に限る。）の申立てがあったとき。
- (6) 乙が公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (7) 乙が甲に対するこの契約に基づく債務以外の債務について滞納し、その返済の見込みがないとき。
- (8) 乙が事業譲渡、事業廃止その他の理由により委託業務に係る事業を行わなくなると認

めるとき。

- (9) 乙が法人その他の団体である場合にあっては、乙が合併、分割又は解散をするとき。
  - (10) 乙が自然人である場合にあっては、乙が死亡し、若しくは行方不明となり、又は乙について後見開始、保佐開始若しくは補助開始の審判請求の申立てがあったとき。
  - (11) 前各号に掲げるもののほか、甲がこの契約の目的が達成することができないと認めるとき。
- 2 甲は、前項に定める場合を除くほか、やむを得ない必要があると認めるときは契約を解除することができる。この場合、契約保証金は解除後直ちに乙に返還する。
- 3 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

**第27条（乙の解除権）** 乙は、次の各号の一に該当する理由があるときは、契約を解除することができる。

- (1) 甲の都合による契約内容の変更により、契約金額が当初の3分の2以上減少することとなるとき。
- (2) 甲の都合による契約内容の変更により、契約履行の中止日数が、当初の契約期間の3分の1以上となるとき。

**第28条（解除に伴う措置）** 甲は、契約を解除した場合において、可分な履行部分の給付によって甲が利益を受けると甲が承認したものについて、これに相当する金額を支払う。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、第3条に規定する契約保証金又はこれに代わる担保は甲に帰属するものとする。ただし、同条第1項ただし書の規定により同項の保証を付していないときは、当該保証に相当する額を違約金として前項の規定による支払額から控除又は乙に対し請求できる。

- (1) 第26条第1項各号、第31条第7項、第32条第2項又は第33条第1項の規定により契約を解除した場合
  - (2) 乙が契約上の義務の履行を拒絶する意思を明確に表示し、乙の契約上の義務について履行不能となった場合。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

**第29条（個人情報等の保護）** 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。）及び個人情報以外の秘密に係る情報その他甲が指定する情報（以下「個人情報等」という。）の保護の重要性を認識し、委託業務を処理するに当たって、個人情報等を取り扱う際には、個人その他のものの権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

- 2 乙は、委託業務を処理するに当たって知り得た個人情報等を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
- 3 乙は、その使用する者が、在職中及び退職後において、委託業務を処理するに当たって知り得た個人情報等を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないように必要な措置を講じなければならない。
- 4 乙は、委託業務を処理するに当たって知り得た個人情報等その他の情報を、甲の書面

## 委託契約約款 (R7.4.1)

による承諾を得ることなく目的外に使用し、又は第三者に提供し、若しくは利用させてはならない。

- 5 前3項の規定は、契約終了等の後においても、同様とする。
- 6 乙は、委託業務に係る個人情報等の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報等の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 7 乙は、甲から貸与された文書等を甲の書面による承諾を得ることなく複製し、又は複製をしてはならない。
- 8 乙は、前各項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。契約終了等の後においても、同様とする。
- 9 甲は、乙が委託業務を処理するに当たって取り扱っている個人情報等の取扱状況について、必要があると認めるときは、乙に対し報告を求め、又はその検査をすることができる。
- 10 乙は、甲から前項の指示があったときは、速やかにこれに従わなければならない。
- 11 乙は、委託業務を処理するに当たって個人情報等を収集するときは、委託事務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

**第30条（情報セキュリティポリシー等の遵守）** 乙は、委託業務がネットワーク又は情報システムの開発、保守又はデータ処理その他情報処理に係る業務（以下「情報処理業務」という。）であるときは、この契約の履行に関し、神戸市情報セキュリティポリシーに定める事項を遵守しなければならない。

- 2 乙は、委託業務が個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。）を取り扱う業務又は情報処理業務であるときは、この契約の履行に関し、情報セキュリティ遵守特記事項に記載された事項を遵守しなければならない。

**第31条（談合その他の不正行為に対する措置）** 乙は、この契約に関して次の各号の一に該当したときは、甲の請求に基づき、損害の発生の有無に関わらず、違約罰として、この契約による契約金額（契約締結後、契約金額を変更した場合は、変更後の契約金額とし、単価契約又は単価協定の場合は、支払金額とする。）の10分の1に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。この契約の履行が完了した後においても、同様とする。

- (1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会の乙に対する同法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は同法第7条の2第1項（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が同法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。
- (2) 前号に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令（独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたものを含む。次号において同じ。）により、乙が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。
- (3) 確定した排除措置命令又は納付命令により、乙に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合（この契約が示された場合を除く。）において、当該期間にこの契約の入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、この契約が当該取引分野に該当するものであるとき。

## 委託契約約款 (R7.4.1)

- (4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は代理人、使用人その他の従業者）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は代理人、使用人その他の従業者）に対し、刑法第198条に規定する刑が確定したとき。
- (6) その他乙が前各号に規定する違法な行為をしたことが明白となったとき。
- 2 乙は、甲が必要があると認めて請求をしたときは、乙がこの契約に関して前項第1号から第5号までのいずれかに該当する旨の報告書又はこれらの規定のいずれにも該当しない旨の誓約書を甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、この契約に関して第1項の各号の一に該当し、かつ、次の各号の一に該当したときは、甲の請求に基づき、損害の発生の有無に関わらず、違約罰として、第1項に規定するこの契約による契約金額の10分の1に相当する額のほか、当該契約金額の100分の5に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。この契約の履行が完了した後においても、同様とする。
- (1) 第1項第1号に規定する確定した命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
- (2) 乙が甲に前項の誓約書を提出しているとき。
- 4 乙が第1項及び第3項の額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の延滞利息を甲に支払わなければならない。
- 5 乙が共同企業体である場合は、前4項中「乙」とあるのは「乙又は乙の代表者若しくは構成員」と読み替えるものとする。
- 6 前項の場合において、乙が解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に第1項又は第3項及び第4項の規定による支払の請求をすることができる。この場合においては、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して第1項又は第3項及び第4項の額を甲に支払わなければならない。
- 7 第1項又は第3項に規定する場合においては、甲は、何らの催告なしに、契約を解除することができる。
- 8 前各項の規定は、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

**第32条（暴力団等の排除に関する措置）** 甲は、乙が次の各号のいずれにも該当しないことを確認するため、兵庫県警察本部長（以下「本部長」という。）に対して照会を行うことができる。乙は、甲の求めに応じて、照会にあたって必要となる事項について情報を提供しなければならない。

- (1) 乙が法人その他の団体（以下「法人等」という。）である場合には、当該法人等について暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が、役員として又は実質的に、経営に関与していること。
- (2) 乙が個人又は個人事業者である場合には、当該個人又は個人事業者が暴力団員であること。
- (3) 暴力団員を、相当の責任の地位にある者（役員以外で業務に関し監督責任を有する使用人）として使用し、又は代理人として選任していること。
- (4) 乙又はその役員その他経営に実質的に関与している者、若しくは相当の責任の地位にある者等（以下「役員等」という。）が、自己、自己が経営する法人等、自己が所属する法人等又は第三者の利益を図るため、又は第三者に損害を与えるために、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の威力を利用していること。
- (5) 乙又はその役員等が、暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な

## 委託契約約款 (R7.4.1)

援助を行い、その他経済的な便宜を図っていること。

- (6) 乙又はその役員等が、暴力団等に関係する事業者であることを知りながら、当該事業者の下請負を行い、その他当該事業者を利用していること。
- (7) 乙又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- 2 甲は、本部長からの回答又は通報（以下「回答等」という。）に基づき、乙が前各号の一に該当する事実が明らかになったときは、何らの催告なしに、契約を解除することができる。
- 3 前項の規定に基づき契約を解除した場合、乙は、甲の指定する期間内に契約金額（契約締結後、契約金額を変更した場合は、変更後の契約金額とし、単価契約又は単価協定の場合は、支払金額とする。）の10分の1に相当する額を損害の発生の有無に関わらず、違約罰として甲に支払わなければならない。
- 4 乙が本条第1項各号の一に該当する旨の回答等を本部長から受けた場合、神戸市契約事務等から暴力団等を排除するため、甲は、その回答等の内容について、外郭団体等を含む甲の関係部局と情報を共有することができる。
- 5 乙が第3項の額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の延滞利息を甲に支払わなければならない。
- 6 乙が共同企業体である場合は、前各項の規定中「乙」とあるのは「乙又は乙の代表者若しくは構成員」と読み替えるものとする。
- 7 前項の場合において、乙が解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に第3項又は第5項の規定による支払の請求をすることができる。この場合においては、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して第3項又は第5項の額を甲に支払わなければならない。
- 8 前各項の規定は、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

**第33条（適正な賃金の支払に関する措置）** 甲は、乙が雇用する労働者に対する賃金の支払について、乙が最低賃金法（昭和34年法律第137号）第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたときは、何らの催告なしに、契約を解除することができる。

- 2 乙は、甲の書面による事前の承諾を得て、この契約の一部を他人に履行させる場合においては、当該他人との間に前項から次項までの規定の趣旨に即した再委託契約を締結しなければならない。
- 3 甲は、乙が甲の書面による事前の承諾を得て、この契約の一部を履行させるために使用する再委託先がその雇用する労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたときは、乙に対して、当該受注関係者と締結している契約の解除など必要な措置を講じるよう求めるものとする。
- 4 第1項の規定に基づき契約を解除した場合、乙は、甲の指定する期間内に契約金額（契約締結後、契約金額を変更した場合は、変更後の契約金額とし、単価契約又は単価協定の場合は、支払金額とする。）の10分の1に相当する額を損害の発生の有無に関わらず、違約罰として甲に支払わなければならない。
- 5 乙が前項の額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の延滞利息を甲に支払わなければならない。
- 6 乙が共同企業体である場合は、前各項の規定中「乙」とあるのは「乙又は乙の代表者若しくは構成員」と読み替えるものとする。
- 7 前項の場合において、乙が解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に第4項又は第5項の規定による支払の請求をすることができる。この場合においては、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して第4項又は第5項の額を甲に支払わなければならない。

8 前各項の規定は、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

**第34条（重要な契約義務違反に対する措置）** 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、乙は、甲の指定する期間内に契約金額（契約締結後、契約金額を変更した場合は、変更後の契約金額とし、単価契約又は単価協定の場合は、支払金額とする。）の10分の1に相当する額を損害の発生の有無に関わらず、違約罰として甲に支払わなければならない。ただし、乙の責めに帰することができないものであると甲が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第2条第1項、第2項若しくは第4項の規定に違反したとき
- (2) 第8条第3項の規定に違反したとき
- (3) 第29条の規定に違反したとき
- (4) 第30条の規定に違反したとき

2 乙が前項の額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の延滞利息を甲に支払わなければならない。

3 乙が共同企業体である場合は、前各項の規定中「乙」とあるのは「乙又は乙の代表者若しくは構成員」と読み替えるものとする。

4 前項の場合において、乙が解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に第1項又は第2項の規定による支払の請求をすることができる。この場合においては、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して第1項又は第2項の額を甲に支払わなければならない。

5 前各項の規定は、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

**第35条（損害賠償）** 乙が契約上の義務の履行をしないとき又は義務の履行ができないときは、甲は、乙に対し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 第5条の規定による延滞違約金は、前項の損害賠償金としての遅延損害金の予定又はその一部と解する。

3 第1項の損害賠償金は、契約金額より控除し、又は第3条の契約保証金（又はこれに代わる担保）を充当することにより徴収できる。

4 第28条第2項により乙が違約金（契約保証金を納付していた場合には、当該契約保証金又はこれに代わる担保）の支払い義務を負った場合において、甲の損害が契約保証金相当額を上回る場合は、甲は、乙に対し、その差額について損害の賠償を請求できる。

**第36条（第三者の損害）** 乙がこの契約の履行に関し、乙の責めに帰すべき事由により第三者（甲の職員その他従業員を含む。）に損害を与えた場合において、甲が同損害について第三者に賠償を行ったときは、甲は、乙に対し、第三者に賠償した金額の全額を求償することができる。

**第37条（違約罰、延滞利息等）** 第31条第1項及び第3項、第32条第3項、第33条第4項、並びに第34条第1項に規定する違約罰は、第35条の規定による損害賠償額の予定又はその一部には含まれない。

2 第31条第4項、第32条第5項、第33条第5項、並びに第34条第2項に規定する延滞利息は、第5条の規定による延滞違約金の予定又はその一部には含まれない。

3 甲は、第5条、第31条第1項、第3項及び第4項、第32条第3項及び第5項、第33条第4項及び第5項、第34条第1項及び第2項に規定する延滞違約金、違約罰又は延滞利息を契約金額又は第3条の契約保証金による充当により徴収することができる。

**第37条の2（相殺）** 甲は、乙に対して金銭債権を有するときは、当該金銭債権と乙が甲に対して有する金銭債権とを相殺することができる。

2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、乙は、甲の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

3 第1項の場合において、相殺の充当の順序は甲が指定することができる。

**第38条（契約の変更等）** 経済状況の著しい変化その他の予期することのできない異常な事態の発生により契約金額その他の契約内容が著しく不相当となったときは、甲と乙が実情に応じて協議し、別途変更契約を締結することにより、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

**第39条（専属的合意管轄その他雑則）** この契約又はこの契約に関連して生じた紛争については、甲の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

2 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

3 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

4 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

5 この契約の手続きにおいて使用する日時は、日本国の標準時を用いるものとする。

6 この契約における期間の定めについては、民法及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

**第40条（印紙税）** 印紙貼付の要否、及び額は乙の責任において確認しなければならない。

**第41条（業者調査への協力）** 甲が、この契約に係る甲の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、甲は、乙に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定に基づく契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。この場合、乙は、特別な理由がない限り、要請に応じるものとする。

**第42条（疑義の解釈）** この契約について、疑義が生じた事項又はこの契約書に定めのない事項については、神戸市契約規則その他関係の法令によるほか、甲乙協議の上定めるものとする。

2 前項の規定は、この契約に基づく権利義務以外の権利義務をこの契約に係る変更契約を締結せずに設定できるものと解釈してはならない。

## リスク分担表

項 目		リスク分担	
		市	受託者
法令等の変更	本業務に影響を及ぼす法令等の変更	協議による	
	上記以外の法令等の変更		○
税制度の変更（委託料にかかる消費税を除く）			○
物価・金利の変動			○
事故発生（情報漏えい等を含む）	受託者の責めに帰すべき事由によるもの		○
	公園施設やトイレ本体の瑕疵によるもの	○	
	上記以外の理由によるもの	協議による	
公園施設の損傷	受託者の故意・過失によるもの		○
	公園施設の設計・構造上の原因によるもの	○	
	上記以外の理由によるもの	協議による	
周辺地域・住民・利用者への対応	公園施設に関する訴訟・苦情・要望・住民反対運動等の対応	○	
	受託者が行う業務及び自主事業に起因する訴訟・苦情・要望・住民反対運動等の対応		○
	上記以外のものに関する訴訟・苦情・要望・住民反対運動等の対応	協議による	
第三者への賠償（国家賠償法に基づく求償権を市が受託者に行使する場合を含む）	受託者としての業務及び自主事業により損害を与えた場合		○
	公園の維持管理に関する瑕疵により損害を与えた場合	○	
	上記以外の理由で損害を与えた場合	協議による	
事業の中止、変更、延期	受託者の責めに帰すべき事由によるもの		○
	市の責めに帰すべき事由によるもの	○	
上記に定めるもののほか不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、テロ、争乱、暴動その他の市又は受託者のいずれの責めにも帰することのできない自然的又は人為的な現象）によるリスク	事故発生時の初期対応		○
	市が所有する公園施設の復旧費用	○	
	受託者の所有する設備・物品の復旧費用		○
	事業の中止、変更、延期等に伴う費用		○
業務の引き継ぎに関する費用（次期受託者に引き継ぐ場合）			○

本表に定める事項で疑義がある場合又は本表に定めのない事項については、市と受託者が協議の上定めることとします。